

常総市空き家活用基盤構築業務事業者審査要領

1 趣旨

この要領は、「常総市空き家活用基盤構築業務」の優先交渉権者を選定するため、企画提案書、見積書（以下、「企画提案書等」という。）の記載内容等の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 審査の対象となる事業者

審査の対象となる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 常総市空き家活用基盤構築業務公募型プロポーザル実施要領の「2. 参加資格要件について」に掲げる要件を全て満たす者
- (2) 常総市空き家活用基盤構築業務公募型プロポーザル実施要領の「5. 参加申込み及び企画提案書について」に掲げる書類を提出期限までに全て提出した者

3 審査方法等

(1) 一次審査

① 審査方法（企画提案書等の記載内容）

担当部局により書類審査を行い、応募書類の不備、欠格事由等に該当がなく、応募者が4者未満の場合は一次審査通過とする。なお、応募者が4者以上の場合は、審査委員会において企画提案書等の内容について審査し、優位な3者を一次審査通過者として選定する。

② 審査内容及び点数

点数は100点満点とし、審査内容は別添のとおりとする。

(2) 二次審査

① 審査方法（プレゼンテーション）

企画提案書に基づくプレゼンテーションを行う。

企画提案書の内容に沿って、実機を用いてデモンストレーションを実施すること。システム及びデータベースの機能性、操作性について総合的に評価する。

※デモンストレーションは次の2点についての説明は必ず実施するものとする。

1. 空き家情報調査システムの起動から入力、撮影、修正、保存までの流れ
2. 空き家情報データベースからの検索、閲覧、出力までの流れ

② 審査内容及び点数

点数は200点満点とし、審査内容は別添のとおりとする。

③ 実施時間

企画提案書等の説明及びデモンストレーションの時間は合計45分以内とし、その後の15分間で、審査委員及び事務局によるヒアリング(質疑応答)を行う。

(3) 説明者

説明者は5名以内とする。

4 優先交渉権者の選定

各審査委員の審査結果を集計し、点数の最も高い事業者を「優先交渉権者」として選定する。なお、審査点の最も高い事業者が2者以上あるときは、デモンストレーションによる評価にかかる点数の高い者を、優先交渉権者とする。

優先交渉権者と交渉し、その協議が整った場合は、本業務にかかる契約を締結する。

ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点交渉権者と、次点交渉権者との協議が整わない場合は、第3位交渉権者と協議を行う。

※ 二次審査では、一次審査の結果に加え、プレゼンテーションにおける「提案内容の明確な説明」や「質問に対する的確な回答」がなされているかについても審査に加味する。

5 その他

(1) 参加事業者が1者の場合であっても審査を実施し、審査の結果、審査委員の合計得点の割合が6割以上の場合、その事業者を交渉権者とし協議を行う。

(2) 一次、二次審査結果における合格基準は、審査委員の合計得点の割合が6割以上とし、合格基準に達する者がいない場合は、本プロポーザルでの選定は行わないものとする。

別添

1 一次審査内容

(1) 企画提案書（第Ⅰ章からⅥ章）及び見積書による審査 100点

評価項目	評価内容
Ⅰ 会社概要	○情報セキュリティに関する考え 等
Ⅱ 事業実績	○類似する事業実績や連携実績はあるか ○過去の実績を本業務にどのように活用するか 等
Ⅲ 実施体制	○本業務の実施体制，セキュリティ体制について 等
Ⅳ 基本事項	○基本的な考え方や基本方針，取組み意欲について ○実態調査，調査システム，データベース等業務の内容について 等
Ⅴ 実施スケジュール	○スケジュールは実現可能か ○市と事業者の役割分担は明確か 等
Ⅵ 運用保守	○職員支援（対応窓口や研修）が受けられるか 等
見積金額	○提案上限価格内での業務執行上適正な金額か

2 二次審査内容

(1) 企画提案書（第Ⅰ章からⅥ章）及び見積書による審査 100点

上記のとおり

(2) デモンストレーションによる審査 100点

評価項目	評価内容
空き家情報 調査システム	○操作性 ○調査制度の維持 ○現地写真 ○調査者の負担軽減 ○地図情報との連携 ○再調査
空き家情報 データベース	○操作性 ○情報連携 ○情報の検索 ○情報の出力 ○表示切替 ○情報の内容 ○情報の公開・非公開